



飲食店の皆様へ

受動喫煙対策が強化

# 原則、店内(屋内※)禁煙 従業員を含む20歳未満は 喫煙エリア立入禁止

※屋内…屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部をいいます。

## 標識の入手方法

各種標識は、相模原市ホームページ、厚生労働省ホームページからダウンロードが可能です。プリントアウトして掲示してください。

相模原市 受動喫煙対策



## 受動喫煙対策に関する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。詳しくはホームページを確認してください。

### ◆相談支援（無料）／厚生労働省

労働衛生コンサルタント等の専門家が現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。また、（厚生労働省）受動喫煙防止対策助成金の申請書類の記載方法等についても相談可能です。

ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

担当部署 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

具体的なお問い合わせ先はホームページをご確認ください。



### ◆財政支援／厚生労働省

＜喫煙専用室等の設置に関する助成金（受動喫煙防止対策助成金）＞

中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

問い合わせ先 045-211-7353（神奈川県労働局健康課）

ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



### ◆財政支援／全国生活衛生営業指導センター

＜生衛業受動喫煙防止対策事業助成金＞

従業員を雇用せず単独で事業を行っている方への助成を行う制度です。

問い合わせ先 045-212-1102（神奈川県生活衛生営業指導センター）

ホームページ <https://www.seiei.or.jp/smoking/>



店内で喫煙する場合、基準を満たした喫煙室であれば設置することができます。

店舗で必要な受動喫煙対策パターンはこれら！

次のA～Dの中から選択してください（詳しい説明は2・3ページ）。

A 喫煙専用室 飲食×



喫煙専用室設置

B 加熱式たばこ専用室 飲食○



加熱式たばこ専用喫煙室設置

C 屋外喫煙場所



D 喫煙目的店



## 管理者の主な義務と罰則

- ▶ 店内禁煙エリアへの灰皿等の喫煙器具の設置禁止
- ▶ 標識の掲示
- ▶ 喫煙室の基準適合
- ▶ 20歳未満の者（従業員含む）の喫煙室への立入禁止

### 罰則の例

店内禁煙エリアに灰皿等を設置  
⇒最大50万円

### 基準 喫煙専用室等における必要な措置（たばこの煙の流出を防止するための技術的基準）

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、毎秒0.2m以上であること
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※技術的基準に関する経過措置

令和2年4月1日時点で既に存在している建築物で、施設管理者等の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難である場合は、一定の経過措置があります（詳しくは市ホームページをご確認ください。）

詳しくは、健康増進課受動喫煙対策担当（☎042-769-8055 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日、年末年始を除く））へお問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

相模原市 受動喫煙対策



～望まない受動喫煙を防止するためご理解とご協力をお願いします～

お問い合わせ先：相模原市保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当 ☎042-769-8055

パターン

A

## 店内に「喫煙専用室」を設置する場合



- 喫煙室のポイント**
- 紙巻きたばこ：喫煙可能
  - 加熱式たばこ：喫煙可能
  - 喫煙以外（飲食等）：不可
  - 20歳未満（従業員含む）の立入り：禁止

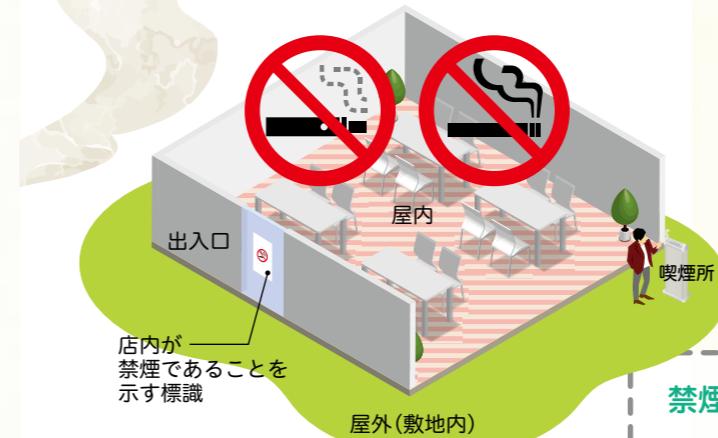


法律における義務	喫煙専用室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守（表紙）
標識の掲示（掲示場所と掲示内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;施設の主な出入口&gt;</li> <li>● 喫煙専用室が設置されていること</li> <li>&lt;喫煙室の出入口&gt;</li> <li>● 喫煙専用室であること</li> <li>● 20歳未満立入禁止</li> </ul>

パターン

C

## 屋外に喫煙所を設ける場合



### 屋外に喫煙場所を設ける場合の配慮義務

施設管理者が、屋外の敷地に喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

#### 【配慮の例】

- 施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。
- 喫煙場所の付近に、窓や換気扇があるところには設置しない。
- 営業時間外や通学・通勤の時間帯には建物内に片付ける。

### 禁煙店の場合、禁煙標識の掲示は任意です

#### ● 禁煙標識の取得方法

- ・ 神奈川県がん・疾病対策課（045-210-5025）へ標識の郵送を依頼する
- ・ 相模原市健康増進課の窓口に来庁して標識を受け取る（中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館4階）

#### ● 標識の掲示場所：店の出入口



パターン

B

## 店内に「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置する場合



- 喫煙室のポイント**
- 紙巻きたばこ：喫煙不可
  - 加熱式たばこ：喫煙可能
  - 喫煙以外（飲食等）：可能
  - 20歳未満（従業員含む）の立入り：禁止
  - 加熱式たばこ専用喫煙室は当分の間の措置



法律における義務	加熱式たばこ専用喫煙室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守（表紙）
標識の掲示（掲示場所と掲示内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;施設の主な出入口&gt;</li> <li>● 加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていること</li> <li>&lt;喫煙室の出入口&gt;</li> <li>● 加熱式たばこ専用喫煙室であること</li> <li>● 20歳未満立入禁止</li> </ul>
広告又は宣伝	店の営業について広告又は宣伝をするときは、加熱式たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければならない

【神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例】  
禁煙区域が施設の面積の概ね2分の1以上とすること

パターン

D

## 喫煙目的店を設置する場合

喫煙する場所を提供することを主たる目的とするシガーバー等については、喫煙目的店（喫煙目的施設）の要件を満たす場合に設置が認められます。

### 店内全体を喫煙目的店にする場合



### 対象

飲食ではなく喫煙を主目的とするシガーバー等以下の要件を満たす飲食店

- たばこ事業法に基づく財務大臣の許可を得て、たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること
- 「通常主食と認められる食事（米飯・パン・麺類等）」を主として提供していないこと



### 喫煙室のポイント

- 紙巻きたばこ：喫煙可能
- 喫煙以外（飲食等）：可能
- 20歳未満（従業員含む）の立入り：禁止

法律における義務	店内全体を喫煙目的店	店内の一部を喫煙目的室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守（表紙）	
標識の掲示（掲示場所と掲示内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;施設の主な出入口&gt;</li> <li>● 喫煙目的店であること</li> <li>● 20歳未満立入禁止</li> </ul>	
書類の保存	製造たばこの小売販売業の許可に関する情報	
広告又は宣伝	店の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければならない	

### 注意！

たばこの販売許可を得ずに個人的に買い置きしたたばこを客に販売することは、要件に当てはまらないため、喫煙目的店とは認められません。